

(参考2)

## 新型インフルエンザ対策における 国・都道府県・市区町村の役割分担について

新型インフルエンザ対策については、新型インフルエンザ対策行動計画及び新型インフルエンザ対策ガイドラインにおいて具体的な内容や関係機関の役割等を示したところである。

幅広い政策分野においてきめ細かな対応が求められる新型インフルエンザ対策を推進するためには、国・都道府県・市区町村が相互に連携しながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。

このため、行動計画やガイドラインに示す新型インフルエンザ対策における各機関の役割分担が理解しやすいよう、下記の対策に関して別添のとおり整理を行った。各都道府県及び市区町村においては、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて、業務分担を調整し、各都道府県等の新型インフルエンザ対策行動計画等に明記することが望まれる。

対策(大項目)	対策(小項目)	参照ガイドライン
国内侵入防止	水際、検疫、健康監視 (表1)	水際対策、検疫
国内まん延防止	接触機会の低減 (表2)	感染拡大防止、 事業者・職場、 個人、家庭及び地域
	積極的疫学調査、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与(表3)	感染拡大防止、 抗インフルエンザウイルス薬
医療体制の整備	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・放出 (表4)	抗インフルエンザウイルス薬
	発熱外来、入院病床 (表5)	医療体制
住民生活対策	生活支援 (表6)	個人、家庭及び地域
	埋火葬 (表6)	埋火葬の円滑な実施

表1 国内侵入防止(水際、検疫、健康監視)

分担	対策	前段階	第一段階	第二段階	第三段階			第四段階
		未発生期	海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期	回復期	小康期
国	水際・検疫	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家きん類の輸入動物における高病原性鳥インフルエンザ防疫対策</li> <li>●在外邦人支援の準備と、情報提供</li> <li>●停留施設の確保</li> <li>●検疫体制強化の準備(个人防护具や器材の備蓄等)</li> <li>●鳥インフルエンザ(H5N1)の有症者の早期発見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症危険情報の提供</li> <li>●検疫空港・港の集約化(4空港、3港等)</li> <li>●隔離・停留の実施</li> <li>●第三国経由者対策</li> <li>●航空・船舶会社に運行自粛等を要請</li> <li>●在外邦人支援と帰国希望者の支援</li> <li>●渡航自粛の呼びかけ</li> <li>●外国人に対する査証措置(審査の厳格化、発給の停止)</li> <li>●密入国者の取締強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海外発生期の対策の継続</li> <li>●感染のおそれのある者の不要不急の出国自粛の勧告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国内の感染拡大状況等を鑑みて、順次体制を縮小</li> <li>●対策本部における、水際対策の検討</li> <li>●在外邦人の支援の継続</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>●従来の計画を評価、第二波に備える</li> </ul>
	健康監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康監視体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康監視対象者名簿の都道府県への送付</li> <li>●都道府県からの報告の受理</li> </ul>			(終了時期は、国が判断)		
都道府県	水際・検疫	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検疫所の実施する訓練等への参加</li> <li>●鳥インフルエンザ情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●渡航自粛の呼びかけ</li> <li>●海外発生状況などの情報提供</li> <li>●密入国者の取締強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海外発生期の対策を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★国の方針により、対策変更が生じる可能性あり</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>●国の方針に従い再整備</li> </ul>
	健康監視 <sup>1)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入国者における健康監視体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康監視の実施及び国への結果報告</li> </ul>			(終了時期は、国が判断)		
市区町村	水際・検疫	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国及び都道府県の要請に応じ、適宜協力</li> </ul>						
	健康監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国及び都道府県の要請に応じ、適宜協力</li> </ul>						

1):「健康監視」については、保健所を設置する設置する市及び特別区は、都道府県と同様の役割を担う。

表2 国内まん延防止(接触機会の低減)

分担	前段階	第一段階		第二段階	第三段階			第四段階
	未発生期	海外発生期		国内発生早期	感染拡大期	まん延期	回復期	小康期
国	●感染拡大防止対策についての体制整備			●都道府県等又は業界団体等に対する感染防止対策に関する要請 (外出自粛、活動自粛、学校の臨時休業等)			●各地域の感染動向を踏まえつつ、外出や集会の自粛の解除、学校や通所施設等の再開等を行う時期についての検討、及びその実施時における周知	●従来の計画を評価、第二波に備える
都道府県			★患者発生	●地域における感染症防止対策に関する要請 (学校等の臨時休業、集会や催し物等不特定多数の者が集まる活動の自粛、外出の自粛や公共交通機関の利用自粛等)				
			★患者未発生	★都道府県内で患者が発生していなければ、未発生期の対応を継続する。近隣の都道府県で患者が確認された場合は、住民の生活圏や通勤、通学の状況等も踏まえて、これらの対策の実施について検討する。				
市区町村	●国及び都道府県の要請に応じ、適宜協力							

★:「患者発生」とは、その都道府県管内で感染が生じた場合

表3 国内まん延防止(積極的疫学調査、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与)

分担	対策	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四段階
		未発生期	海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期	回復期
国	積極的疫学調査	●都道府県の職員を対象とした研修等の実施		●発生地における積極的疫学調査の支援(必要に応じて国立感染症研究所職員の派遣)	●中止		●従来の計画を評価、第二波に備える
	予防投与	●都道府県への放出手順について確認		●予防投与の効果を評価 ●全国の患者発生状況及び抗インフルエンザウイルス薬の使用状況を把握 ●不足した都道府県に対し卸売業者を通じて備蓄分を放出 ●必要に応じ製造販売業者に対して追加製造を指導	●予防投与の効果や備蓄量を踏まえ、患者の同居者に対する予防投与の継続を検討		
都道府県 <sup>1)</sup>	積極的疫学調査	●積極的疫学調査に係る通知等を参考に、職員の研修の実施		●症例ならびに接触者の調査の実施	●中止		
	予防投与	●抗インフルエンザウイルス薬対策委員会等を設置し ・在庫状況等を把握する体制整備 ・備蓄の放出方法について取り決める		●積極的疫学調査に基づいて予防投与開始(同居者、濃厚接触者及び患者と同じ学校、職場等に通う者) ●十分な感染防止策を行わずに患者と濃厚接触した医療従事者や水際対策関係者についても予防投与開始	●患者の濃厚接触者(同居者を除く)及び患者と同じ学校、職場等に通う者への予防投与の中止 ●十分な感染防止策を行わずに患者と濃厚接触した医療従事者等や水際対策関係者については予防投与を継続		
市区町村	積極的疫学調査			●患者が発生した市町村においては、保健所の要請により積極的疫学調査に協力	●都道府県の積極的疫学調査が終了した時点で、協力を中止		
	予防投与			●都道府県からの要請に応じ適宜協力			

1): 保健所を設置する市及び特別区は、都道府県と同様の役割を担う。

表4 医療体制の整備(抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・放出)

分担	前段階	第一段階	第二段階	第三段階			第四段階
	未発生期	海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期	回復期	小康期
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</li> <li>●都道府県への放出手順について確認</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●全国の患者発生状況及び抗インフルエンザウイルス薬の使用状況を把握</li> <li>●不足した都道府県に対し卸売販売業者を通じて備蓄分を放出</li> <li>●必要に応じ製造販売業者に対して追加製造を指導</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>●従来の計画を評価、第二波に備える</li> </ul>
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</li> <li>●抗インフルエンザウイルス薬対策委員会等を設置し                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・在庫状況等を把握する体制整備</li> <li>・備蓄の放出方法について取り決める</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●抗インフルエンザウイルス薬対策委員会等で協議された内容を確認</li> <li>・在庫状況等を把握する体制を整備、把握を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●卸売販売業者へ流通備蓄分を確保し医療機関等の発注に対応するよう指導</li> <li>●流通備蓄量が一定量以下になった時点で卸売販売業者を通じ都道府県備蓄分を放出</li> <li>●備蓄分の使用状況及び在庫状況を国に経時的に報告</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●各医療機関での使用状況及び在庫状況に関する情報を収集</li> <li>●必要に応じ卸売業者を通じて各医療機関の発注に対応</li> <li>●備蓄量が一定量以下になった時点で国に補充を要請</li> <li>●備蓄分の使用状況及び在庫状況を国に経時的に報告</li> </ul>		
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県からの要請に応じ適宜協力</li> </ul>						

表5 医療体制の整備(発熱外来、入院病床)

分担	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四段階
	未発生期	海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期	回復期
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県等の体制整備の進捗状況について定期的にフォローアップ</li> <li>●必要となる医療資器材の備蓄・整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型インフルエンザの症例定義を明確にし、関係機関に周知</li> <li>●国内発生に備えた医療体制の整備</li> <li>●相談窓口の設置等、国民への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●知見を整理し、症例定義の変更があれば、修正</li> <li>●発生状況を把握しつつ、感染対策資器材等が適正かつ円滑に流通するよう調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不要不急な外来受診、救急車両の利用を控えるよう国民への呼び掛け</li> </ul>		
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●二次医療圏を単位として、対策会議を設置し、具体的な体制整備の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全ての医療機関の準備状況の把及び準備の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型インフルエンザ患者に対し、感染症法に基づき入院勧告</li> <li>●新型インフルエンザが疑われる者への感染症指定医療機関等への受診の指示</li> <li>●患者の接触者への外出自粛、健康観察、有症時の対応の指導等</li> <li>●発熱外来の設置</li> <li>●医療機関・薬局及びその周辺において、必要に応じた警戒活動等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型インフルエンザの患者の入院措置の中止</li> <li>●必要に応じて、発熱外来の増設の検討</li> <li>●医療機関以外においても医療を提供する場として提供する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●管内の発生動向及び診療の人的体制を勘案し、発熱外来の設置体制を調整</li> <li>●医療機関の人的被害及び医療資器材の在庫状況を確認し、診療が継続されるよう調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●従来の計画を評価、第二波に備える</li> </ul>
都道府県 <sup>1)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療資器材の備蓄・整備</li> <li>●発熱外来や医療機関における、个人防护具等の備蓄及び流通の調整等に係る支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発熱相談センターの整備及び地域住民への周知</li> </ul>				
市区町村		<ul style="list-style-type: none"> <li>●発熱相談センターの整備及び地域住民への周知</li> </ul>				

1): 保健所を設置する市及び特別区は、都道府県との協議の上、都道府県と同様の役割を担うことは可能

表6 住民生活対策(生活支援、埋火葬)

分担	対策	前段階	第一段階	第二段階	第三段階			第四段階	
		未発生期	海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期	回復期	小康期	
国	生活支援	●コールセンターの設置							●従来の計画を評価、第二波に備える
	埋火葬	●国民への注意喚起 ●都道府県等からの要請に対し、必要に応じて支援							
都道府県	生活支援	●市区町村に対し、必要な支援			●必要に応じて、都道府県の防災備蓄資材を市町村に配送				
	埋火葬	●火葬体制の整備、近隣都道府県との連携体制の構築		●相談窓口の設置	●資器材等の確保	●情報の把握、資器材の確保	●火葬場経営者への可能な限りの火葬炉の稼働要請、遺体の保存対策		
市区町村	生活支援	●食料品・生活必需品等の確保、配分等の方法についての検討 ●支援を必要とする世帯への食料品等の配布方法の検討		●住民に対する食料品等の確保、配分・配布等の実施 ●その他、必要と思われる住民支援					
		●新型インフルエンザ発生時に支援を必要とする世帯等の把握			●社会的弱者への支援				
	埋火葬	●相談窓口の設置		●死亡者増加をふまえ、円滑な埋火葬のための体制整備（遺体保管場所等確保） ●遺体袋の確保時期は、条件・条件を鑑み調整検討中			●死亡者の増加にともない、円滑な埋火葬体制の準備開始	●火葬体制の整備 ●臨時遺体安置所の拡充	